

○下川町広告掲載取扱要綱

(平成 19 年 4 月 10 日訓令第 24 号)

改正 平成 19 年 7 月 20 日訓令第 33 号 平成 24 年 2 月 1 日訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下川町(以下「町」という)の財源確保及び地域経済の活性化を促進するため、町の公有財産、物品及び印刷物等(以下「町有資産」という。)に民間企業等の広告を掲出し、又は掲載する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(町有資産の適正な使用)

第 2 条 町有資産を広告媒体として広告をする者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)その他関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

2 町有資産を所管する所属長(以下「課長等」という。)は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出するものを募集するときは、あらかじめ当該広告の規格等が北海道屋外広告物条例(昭和 25 年北海道条例第 70 号)の規定に違反しないものであることを確認した上で募集しなければならない。

(広告掲載の範囲)

第 3 条 町有資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載(以下「広告掲載」という)は、町の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告掲載に係る業種、事業者及び広告の内容が別表のいずれかに該当するときは、広告掲載しないものとする。

(広告掲載の付記事項等)

第 4 条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、町の広報等と広告掲載欄とを区分し、及び当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 町は町有資産の広告掲載について、次に掲げる必要事項を個別の要領に定め、広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
 - (2) 広告の規格、数量、広告掲載の期間、広告掲載料
 - (3) 広告掲載等の範囲
 - (4) 申込みの時期及び方法
 - (5) その他必要事項
- (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記様式第1号)により申込むものとする。

(広告の選定)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、本要綱に定める広告掲載の範囲に適合するものから抽選又は広告媒体の性質等に応じてその他の方法により選定の順位を決定することができる。

2 課長等は広告の選定に当たり、当該広告が屋外に掲出するものであるときは建設水道課長と協議するものとする。

3 第1項の選定に当たっては、その結果等について、申込みを行った広告掲載希望者に通知(別記様式第2号、別記様式第3号)するものとする。

(承諾書の作成等)

第8条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)から承諾書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の承諾書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 第9条、第11条及び第12条に定める事項
- (4) その他必要な事項

(広告掲載の取消し)

第9条 町は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料等の納付)

第 10 条 広告主が納付する広告掲載料の基準となる額及び納付方法は、町長が別に定める。

2 広告掲載に当たり、行政財産の目的外使用の許可に該当する場合は、別に行政財産使用料条例(昭和 40 年下川町条例第 4 号)に定める使用料を納付しなければならない。

3 屋外に掲出するもので北海道屋外広告物条例の許可に該当する場合は、別に下川町証明事務等の手数料徴収条例(昭和 40 年下川町条例第 3 号)に定める手数料を納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第 13 条 町有資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町及び広告主が誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第 14 条 広告掲載に係る財務に関する事項は、財務規則その他関係規程の定めるところによるものとする。

2 町は、広告代理店を通じて広告掲載希望者の募集等を行うことができる。

3 本要綱に定めるもののほか、町有資産を広告媒体とする広告の実施に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 20 日訓令第 33 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 2 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

事 項	内 容
1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	(1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの (2) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの (3) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
2 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの	(1) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの (2) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの (4) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの (5) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

3 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの	(1) 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの (2) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの (3) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
4 政治性のあるもの	(1) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。) (2) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)
5 宗教性のあるもの	(1) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(宗教団体の広告を含む。)
6 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの	(1) 個人又は団体の意見広告 (2) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
7 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの	(1) 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるものその他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの (2) 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
8 内容又は責任の所在が不明確なもの	(1) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの (2) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの (3) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの (4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
9 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの	(1) 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現(合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。)

	<p>(2) 射幸心をあおる表示又は表現</p> <p>(3) 誇大な表現を含むもの</p> <p>(4) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの</p> <p>(5) 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの</p> <p>(6) 他人名義の広告</p> <p>(7) その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。)</p>
10 比較広告	<p>(1) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの</p> <p>(2) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの</p>
11 懸賞広告及びクーポン付き広告	
12 その他町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの	<p>(1) 町が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの(町が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。)</p> <p>(2) 品位を損なう表現のもの</p> <p>(3) 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの</p> <p>(4) 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの</p> <p>(5) 投機を著しくあおる表現のもの</p> <p>(6) 債権取立て、示談引受けなどに関するもの</p> <p>(7) 占い、運勢判断などに関するもの</p> <p>(8) 通貨及び郵便切手の複写の使用</p> <p>(9) 謝罪、釈明などのもの</p> <p>(10) 尋ね人、養子縁組などのもの</p> <p>(11) 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの</p>
13 広告掲載に係る業種及び事業者	<p>(1) 各種法令に違反しているもの</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの</p> <p>(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネッ</p>

	<p>ト異性紹介事業に該当するもの</p> <p>(5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの</p> <p>(6) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2条(平成12年下川町訓令第16号)に基づき指名停止を受けている者又は同要領別表第1若しくは別表第2に掲げる事項に該当する行為を行った者</p> <p>(7) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者</p> <p>(8) その他町有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適當でないと認められるもの</p> <p>ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの</p> <p>イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの</p> <p>ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの</p> <p>エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの</p> <p>オ 前払式割賦販売等(許可業者を除く)に関するもの</p> <p>カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの</p> <p>キ 消費者金融に係るもの</p> <p>ク たばこに係るもの</p> <p>ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中のもの</p>
--	--

別記様式第1号(第6条関係)

広告掲載申込書

[別紙参照]

別記様式第2号(第7条関係)

広告掲載について

[別紙参照]

別記様式第3号(第7条関係)

広告掲載について

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 8 条関係)

承諾書

[別紙参照]